

2024年2月27日

各 位

証券会員制法人 福岡証券取引所  
自主規制部

## パブリック・コメントの実施について

本所は、下記の要領で、パブリック・コメントの募集（規制の設定又は改廃についてのご意見募集）を実施することといたしましたのでお知らせします。

### 記

#### 1. パブリック・コメントの内容

- ・特定取引所金融商品市場の新設に伴う関連諸制度の整備について

#### 2. 意見提出方法等

(1) 募集期間：2024年2月27日（火）～ 2024年3月26日（火）

(2) 提出方法：郵送、ファクシミリ、E-mail

(3) 提出先

- ① 郵送の場合：〒810-0001 福岡市中央区天神2-14-2

証券会員制法人 福岡証券取引所 総務部

- ② FAXの場合：092-713-1540

- ③ E-mailの場合：pc@fse.or.jp

#### 3. 公表資料の入手方法

本所ホームページ（URL <https://www.fse.or.jp/>）及び本所窓口での配布

#### 4. 意見等処理方法

提出期限の翌日以降、本所ホームページに掲載いたします。

以 上

#### 【問い合わせ先】

証券会員制法人 福岡証券取引所 自主規制部

TEL (092) 751-4723

# 特定取引所金融商品市場の新設に伴う関連諸制度の整備について

2024年 2月27日

証券会員制法人福岡証券取引所

## I. 趣旨

本所は、株式上場を通じて成長を目指す地域企業を支援することを最重要課題として運営しております。

この度、将来は本所本則市場やQ-B o a r d市場をはじめとした一般市場上場を目指している成長意欲のあるスタートアップ企業等にとって、幅広い市場関係者からの支援が得られるとともに、成長経路の選択肢が広がることを目途として、本所に特定取引所金融商品市場（以下「プロ投資家向け市場」といいます。）を開設します。

プロ投資家向け市場の名称は、F u k u o k a P R O M a r k e t（以下「FPM」といいます。）とし、FPMへの上場其他所要の規則については、新設される特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例（以下「特定上場特例」といいます。）及び特定取引所金融商品市場に関する業務規程及び受託契約準則の特例（以下「特定業務特例」といいます。）等において定めます。

## Ⅱ. 概要

項目	内容	備考
<p>1. F-Adviser 制度</p> <p>(1) F-Adviser の主な義務</p> <p>a 新規上場申請時の義務</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新規上場申請者及び上場会社が上場制度で定める義務を果たすための助言及び指導を行う者としてF-Adviserを指定するものとします。</li> <li>・ 上記F-Adviserとは、株式会社東京証券取引所が開設するTOKYO PRO MarketにおけるJ-Adviserと同様の制度とします。</li> <li>・ F-Adviserは、担当する新規上場申請をしようとする者が、上場適格性要件を満たしているか、及び新規上場の義務を履行できるかについて調査及び確認を行い、本所所定の「上場適格性に係る宣誓書」及び「上場適格性に係る宣誓書の作成にあたって留意すべき項目」を本所に提出しなければなりません。</li> <li>・ F-Adviserは、担当する新規上場申請者に対し、新規上場申請者の義務の履行について助言するとともに、新規上場に関する事務を行うものとします。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本所は、FPMの創設の意義、コンセプト、発展の方向性について十分な理解を有し、FPMの運営を支える意欲と能力のある会社をF-Adviserとして指定するものとします。</li> </ul>

項目	内容	備考
b 上場後の義務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ F-A d v i s e rは、担当する上場会社（以下「担当上場会社」といいます。）が上場後の義務を適切に履行しているかの調査及び確認を行うものとします。</li> <li>・ F-A d v i s e rは、担当上場会社が上場後の義務を履行するよう適切な助言及び指導を行うものとし、担当上場会社が助言及び指導に従わない場合には、直ちに本所に報告するとともに、契約の解約について検討するものとします。</li> <li>・ F-A d v i s e rは、担当上場会社が上場後の義務を履行するために必要な事務を行うものとします。</li> <li>・ 担当上場会社が発行する上場株券等の本所の市場における円滑な流通の確保のため、F-A d v i s e rは、自らが流動性プロバイダーとなる又は担当上場会社が流動性プロバイダーを確保できるよう努めるものとします。担当上場会社が流動性プロバイダーを確保した場合には、F-A d v i s e rは、当該流動性プロバイダーの業務が遂行されるよう支援するものとします。</li> <li>・ F-A d v i s e rは、担当上場会社に係るアナリストレポートが広く発行されるよう努めるものとします。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 必要な事務とは、担当会社が作成した開示資料の確認及びT D n e tへの登録、本所との調整を行うことなどをいいます。</li> <li>・ 流動性プロバイダーとは、上場会社の発行する株券等の売買を円滑にするために売付け及び買付けの気配の表示等を行う会員をいいます。</li> </ul>
c その他の義務 (a) 照会事項等への対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ F-A d v i s e rは、本所との連絡を行う上で適切な事務所1か所を連絡事務所として本所に届け出るものとします。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本所が行う照会に対する報告その他本所との間の連絡に関する事項を担当する連絡担</li> </ul>

項目	内容	備考
(b) 業務に関する記録の作成・保管	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ F-Adviserは、F-Adviserの業務の実施状況及び実施体制に関し本所が必要と認めて照会を行った場合には、直ちに照会事項について正確に報告するものとします。</li> <li>・ F-Adviserは、F-Adviserとして実施した担当会社との主な討議の内容、担当会社に提供した助言及び指導の内容等を含むF-Adviserの業務に係る内容に関して適切な記録を作成し、当該討議、助言及び指導等を実施した日から5年間保管するものとします。</li> </ul>	<p>当者を1名選任し、本所に届け出るものとします。</p>
(c) 事前の通知	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ F-Adviserは、以下の事項の決定又は事実の発生が見込まれる場合には、あらかじめ本所に通知するものとします。 <ul style="list-style-type: none"> <li>① F-Adviserの支配関係又は組織に重大な変更をもたらす合併、分割、事業譲渡、事業の譲受け、株式交換、株式移転等</li> <li>② 重要な役員の変更又は組織の大幅な変更</li> <li>③ 事業の全部又は重要な一部の停止又は廃止</li> <li>④ 債務超過又はそれに準ずる状態に至る危険のある財務状況の著しい悪化</li> <li>⑤ その他本所があらかじめ事前の通知を要請した事項</li> </ul> </li> </ul>	

項目	内容	備考
<p>(d) 業務内容等の報告</p> <p>(2) F-Adviser 資格</p> <p>a 資格の取得の申請</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ①から⑤に掲げる事項又は事実が本所の市場の適正な運営及び評価等にかんがみて適当でないとき認めるときは、資格の取消しその他の措置を講じることができるものとします。</li> <li>・ F-Adviserは、担当会社との間で締結している契約に基づき当該契約の解約に係る事前催告が行われた場合及び当該契約が解約された場合には、直ちに本所に通知するものとします。</li> <li>・ F-Adviserは、事業年度終了後直ちに、当該事業年度におけるF-Adviserとしての業務内容を、本所に報告するものとします。</li> <li>・ F-Adviser資格を取得しようとする者(以下「F-Adviser資格取得申請者」といいます。)は、本所に当該F-Adviser資格の取得の申請を行うものとします。</li> <li>・ F-Adviser資格の取得の申請を行う場合には、本所所定の「F-Adviser資格取得申請書」及びその他本所が定める書類を本所に提出するものとします。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本所が定める書類とは、以下に掲げる書類とします。</li> <li>(ア) 定款</li> <li>(イ) 事業報告書又はそれに準ずるもの及びそれらに添付される計算書類に係る会計監査人の監査報告書</li> <li>(ウ) その他必要と認める書類</li> </ul>

項目	内容	備考
b 資格の取得審査	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ F-A d v i s e rに関する承認基準は以下のとおりとします。</li> <li>① F-A d v i s e r資格の取得の申請日から遡って2年間に於いて、コーポレート・ファイナンス助言業務に関する十分な経験があること</li> <li>② F-Q S（後述）が3名以上いること</li> <li>③ 経営の体制が適切であること</li> <li>④ 財務の状況が健全であること</li> <li>⑤ 本所とともにプリンシプルベースの考え方に基づき本所の市場を運営するパートナーとしての意欲と能力を有していること</li> <li>⑥ 日本の資本市場での経験及び知見を有していること</li> <li>⑦ 業務を公正かつ効率的に遂行できる体制を有する法人であること</li> <li>⑧ 担当会社に対してF-A d v i s e rとして契約を履行できる適切な体制を有していること</li> <li>⑨ 自社が業務を行う法域において、監督当局が存在する場合は、当該監督当局による監督に適切に服していること</li> <li>⑩ 本所の市場の評価等を毀損するおそれがないこと</li> <li>⑪ 反社会的勢力との関係を有しないこと</li> <li>⑫ その他本所が必要と認める要件を満たしていること</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本所は以下の場合、①を満たしていると判断できるものとします。</li> <li>（ア）新設合併、株式移転、新設分割によって設立された会社であり、当該会社と新設合併、株式移転、新設分割を行う前の会社において通算して2年間のコーポレート・ファイナンス助言業務に関する事業実績を有する場合</li> <li>（イ）吸収合併、吸収分割、事業譲受けその他の方法により、通算して2年間のコーポレート・ファイナンス助言業務に関する事業実績を有する事業部門等を承継する場合</li> <li>（ウ）人的構成に照らして（ア）または（イ）と同等の事業実績を有すると本所が認める場合</li> <li>（エ）その他本所が適当と認める場合</li> <li>・ コーポレート・ファイナンス助言業務とは、資本市場における資金調達（新規上場、追加上場、M&amp;Aを含みます。）の助言若しくは審査業務、又は公開支援業務をいいます。</li> </ul>

項目	内容	備考
c 承認後の手続き	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ F-A d v i s e r 資格取得申請者はbの承認を受けた場合には、本所所定の「F-A d v i s e r 契約書」を本所に提出するものとします。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本所はbの承認を行った場合には、F-A d v i s e r 資格取得申請者にF-A d v i s e r 資格の取得を通知するとともに、その旨を公表するものとします。</li> </ul>
d 適格性の継続維持義務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ F-A d v i s e r は資格取得後においてもbに掲げる基準を継続的に満たすものとします。</li> <li>・ 本所は、F-A d v i s e r がbに掲げる基準を満たしていないと認めた場合、資格の取消しその他の措置を講じることができるものとします。</li> <li>・ F-A d v i s e r は、適格性の継続維持義務を履行するために、常時十分なF-Q Sその他の人員を確保するものとします。</li> </ul>	
(3) F-Q S ( Q u a l i f i e d S p e c i a l i s t ) の認定手続等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本所は、bに掲げる基準を満たす者を、F-Q Sとして認定します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ F-Q Sとは、F-A d v i s e r としての業務を行うために十分な経験と高い知見を有する者として本所が認定する者をいいます。</li> <li>・ F-Q Sは個人に対して付与される資格ではなく、担当会社に対するF-A d v i s e r としての義務を履行する責任者としてF-A d v i s e r が常勤の役職員から個々</li> </ul>

項目	内容	備考
<p>a 認定の申請</p> <p>b 適格性</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ F－A d v i s e r又はF－A d v i s e r資格取得申請者は、その役職員についてF－Q Sの認定を受けようとする場合には、本所に当該認定の申請を行うものとします。</li> <li>・ 申請を行う場合には、本所所定の「F－Q S認定申請書」を本所に提出するものとします。</li> <li>・ 本所は、申請書の内容について確認する必要があると判断した場合には、F－Q Sの認定を受けようとする者と面談することができるものとします。</li>   <li>・ F－Q Sに関する認定基準は以下のとおりとします。 <ul style="list-style-type: none"> <li>① F－A d v i s e r又はF－A d v i s e r資格取得申請者の常勤の役職員であること</li> <li>② F－Q Sの認定の申請日から遡って5年間において、コーポレート・ファイナンス助言業務に関する経験を通算して3年以上有している者であること</li> <li>③ 新規上場に係る業務及び上場会社の上場後の義務の履行に係る業務全体に十分な理解がある者であること</li> <li>④ 日本の資本市場での経験及び知見を有している者であること</li> <li>⑤ F－Q Sとして関与する業務を通じて本所の市場の発展に貢献できる者と認められる者であること</li> </ul> </li> </ul>	<p>に指名し、適格性を有する者について本所がその認定を行うものです。</p>

項目	内容	備考
<p>c 適格性の継続</p> <p>(4) 担当会社からの独立性の維持義務</p> <p>(5) F-Adviser に対する調査</p>	<p>⑥ F-Adviserとして関与する業務について、これを統括する立場にある者であること</p> <p>⑦ 自社が業務を行う法域において、監督当局が存在する場合は、当該監督当局による監督に適切に服していること</p> <p>⑧ 本所の市場の評価等を毀損するおそれのない者であること</p> <p>⑨ 反社会的勢力との関係を有しない者であること</p> <p>・ F-Adviserは、自社に所属するF-QSをして、bに掲げる事項を継続的に満たせしめなければならないものとします。</p> <p>・ 本所は、F-QSがbに掲げる事項を満たしていないと認められた場合は、F-QSの認定を取り消すことができるものとします。</p> <p>・ F-Adviserは、担当会社からの独立性を維持するものとします。</p> <p>・ 本所は、金融商品取引所等に関する内閣府令（平成19年内閣府令第54号）第7条の3に定める措置を踏まえ、本所の市場の運営上必要があると認める場合は、F-Adviserに対し、当該F-Adviserの業務若しくは財産に関して参考となるべき報告若しくは資料の提出を請求し、又は</p>	<p>・ 独立性の維持については、F-Adviserの役職員が担当会社の役職員を兼務していない等とします。</p>

項目	内容	備考				
(6) F-Adviser に関する料金	<p>当該F-Adviserの業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を実地調査することができるものとします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ F-Adviserは、本所から報告又は資料の提出の請求を受けたときは、直ちにこれに応じなければならないものとします。</li> <li>・ F-Adviserは、以下の費用を本所に支払うものとします。</li> </ul> <table border="1" data-bbox="593 683 1386 880"> <tr> <td data-bbox="593 683 790 783">新規登録料</td> <td data-bbox="790 683 1386 783">80万円 本所会員の場合は60万円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="593 783 790 880">年間登録料</td> <td data-bbox="790 783 1386 880">担当会社数×18万円 担当会社がない場合は12万円</td> </tr> </table>	新規登録料	80万円 本所会員の場合は60万円	年間登録料	担当会社数×18万円 担当会社がない場合は12万円	
新規登録料	80万円 本所会員の場合は60万円					
年間登録料	担当会社数×18万円 担当会社がない場合は12万円					
2. 株券等の上場制度 (1) 対象有価証券  (2) F-Adviser 制度の採用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 対象有価証券は株券等とします。</li> <li>・ FPMでは、新規上場申請者の新規上場時における上場適格性の調査及び確認や、上場会社の上場後における適時開示等の助言を行う者として、F-Adviser制度を採用します。</li> </ul>					

項目	内容	備考
(3) 資料等に使用する言語	<ul style="list-style-type: none"> <li>上場会社及び新規上場申請者が、開示する資料を作成する場合は、日本語若しくは英語のいずれか又は両方の言語を選択するものとします。</li> </ul>	
(4) 新規上場		
a F-A d v i s e rとの契約	<ul style="list-style-type: none"> <li>新規上場申請者は、自社を担当するF-A d v i s e r（以下「担当F-A d v i s e r」といいます。）を確保し、担当F-A d v i s e rとの間で本所が定める事項を含む契約を締結するものとします。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>当該契約は、解約に係るF-A d v i s e r及び担当会社の事前催告義務（原則として、解約の1か月以上前）等、本所が定める事項を最低限含むものとします。</li> </ul>
b 上場適格性要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>新規上場申請者は、次の5つ全てを満たすものとします。 <ol style="list-style-type: none"> <li>① 本所の市場の評価を害さず、本所に上場するに相応しい会社であること</li> <li>② 事業を公正かつ忠実に遂行していること</li> <li>③ コーポレート・ガバナンス及び内部管理体制が、企業の規模や成熟度等に応じて整備され、適切に機能していること</li> <li>④ 企業内容、リスク情報等の開示を適切に行い、特定上場特例に基づく開示義務を履行できる態勢を整備していること</li> <li>⑤ 反社会的勢力との関係を有しないことその他公益又は投資者保護の観点から本所が必要と認める事項</li> </ol> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>FPMにおいては株主数、流通株式数、上場時価総額、事業継続年数、純資産の額、利益の額等に係る要件は定めないものとします。また、事業の成長可能性についての要件も定めないものとします。</li> </ul>
c 上場申請の手続き		

項目	内容	備考
(a) 上場申請	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本所への上場は、新規上場申請者の申請に基づき行うものとします。</li> <li>・ 新規上場申請者は、上場の承認を希望する日の少なくとも10営業日前までに、本所所定の「有価証券新規上場申請書」を本所に提出するものとします。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新規上場申請は、担当F-A d v i s e rを通じて行うものとします。</li> </ul>
(b) 申請書類等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新規上場申請者は、「有価証券新規上場申請書」の他、次の書類を本所に提出するものとします。 <ul style="list-style-type: none"> <li>① 特定証券情報</li> <li>② 新規上場申請に係る宣誓書</li> <li>③ コーポレート・ガバナンスに関する報告書</li> <li>④ 新規上場申請者の定款</li> <li>⑤ その他本所が認める書類等</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特定証券情報の内容、様式及び公表の方法は、本所が定めることとします。</li> <li>・ ファイナンスの有無、有価証券報告書提出会社か否かに応じて、特定証券情報に代えて本所が定める書類を提出する必要があるとします。</li> </ul>
(c) 上場申請の公表	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本所及び新規上場申請者は、(b)に掲げる書類を新規上場申請日に公表するものとします。</li> </ul>	
(d) 上場適格性に係る宣誓書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 担当F-A d v i s e rは、新規上場申請者が提出する申請書類と併せ、本所所定の「上場適格性に係る宣誓書」を本所に提出するものとします。</li> </ul>	
d 上場承認	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本所は、新規上場申請者についてbに掲げる上場適格性要件を満たすことが確認された場合には、申請に係る株券等の上場を承認するものとします。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本所は、上場承認後速やかに、承認を行った旨を公表するものとします。</li> </ul>

項目	内容	備考
e 上場契約	<ul style="list-style-type: none"> <li>本所が上場を承認した場合、新規上場申請者は本所所定の「上場契約書」を本所に提出するものとします。</li> </ul>	
(5)上場後の義務		
a 上場適格性の維持義務	<ul style="list-style-type: none"> <li>上場会社は(4) bに掲げる上場適格性要件を上場後も継続的に満たすものとします。</li> </ul>	
b 会社情報の開示義務		
(a) 会社情報の開示	<ul style="list-style-type: none"> <li>上場会社は、投資者の投資判断に重大な影響を及ぼし得る事項について、直ちにその内容を開示するものとします。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>適時開示が必要な事項は、原則本所本則市場及びQ-B o a r d市場（以下「本所既存市場」といいます。）と同様とします。</li> </ul>
(b) 決算情報の開示	<ul style="list-style-type: none"> <li>上場会社は、年次決算又は中間決算の内容が定まった場合、事業年度及び中間会計期間又は連結会計期間及び中間連結会計期間の終了後直ちにその内容を開示するものとします。</li> </ul>	
(c) 発行者情報の開示	<ul style="list-style-type: none"> <li>上場会社は、事業年度及び中間会計期間又は連結会計期間若しくは中間連結会計期間の終了後3か月以内に、発行者情報を作成し、公表するものとします。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>発行者情報は、特定投資家向け売付け勧誘等を行った者が、金融商品取引法（昭和23年法律第25号。）上、年1回以上、公表を求められるものです。</li> <li>有価証券報告書の提出義務のある会社は除きます。</li> </ul>

項目	内容	備考
<p>(d) 上場後の特定証券情報の公表</p> <p>c 流通市場の機能及び株主の権利の尊重</p> <p>(6) 実効性確保手段</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 上場会社は、上場株券等に関し、特定投資家向け取得勧誘又は特定投資家向け売付け勧誘等を実施する場合は、特定証券情報を作成し、あらかじめ公表するものとします。</li> <li>・ 上場会社は、第三者割当による募集株式の割当て、株式分割等、MSCB等の発行、買収防衛策の導入等を行うにあたっては、流通市場の機能及び株主の権利を尊重するものとします。</li> <li>・ 本所は、上場会社に対して、特定上場特例その他の規則への遵守を確保するため、次の各号に掲げる措置を講じることができるものとします。 <ul style="list-style-type: none"> <li>① 公表措置</li> <li>② 改善報告書の提出</li> <li>③ 特別注意銘柄の指定</li> <li>④ 上場株券等の上場廃止</li> <li>⑤ 上場契約違約金</li> </ul> </li> <li>・ 本所は、④の措置の検討を開始する場合には、その事実を投資者に周知させるため、当該上場株券等を監理銘柄に指定することができるものとします。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 発行者情報の内容、様式及び公表の方法は、本所が定めることとします。</li> </ul>

項目	内容	備考
<p>(7) 上場廃止</p> <p>a 担当 F-A d v i s e r との契約解約に伴う上場廃止</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本所は、④の措置を講じる場合には、その事実を投資者に周知するため、当該措置を講じることを決定した日から上場廃止日の前日までの間、当該上場株券等を整理銘柄に指定することができるものとします。</li> <li>・ 本所は、本所に対して担当 F-A d v i s e r との契約の解約に係る通知が行われた場合、又は担当 F-A d v i s e r が F-A d v i s e r 資格の取消しを受けた場合若しくは F-A d v i s e r 資格を喪失した場合であって、本所が必要と認めるときは、その事実を投資者に周知するため、直ちに、当該上場会社が発行する上場株券等を監理銘柄に指定するものとします。</li> <li>・ 本所は、上場会社が、本所が定める日までに担当 F-A d v i s e r を確保できない場合には、当該上場会社が発行する上場株券等の上場を廃止することができるものとします。</li> <li>・ 本所は、上場廃止を決定した場合には、その事実を投資者に周知するため、直ちに、当該上場株券等を整理銘柄に指定するものとします。</li> <li>・ 本所は、上場廃止を決定した日から起算して 1 1 営業日目の日に、整理銘柄に指定した上場株券等の上場を廃止するものとします。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本所は、本所が必要と認める場合は、当該日より前の日を上場廃止日とすることができるものとします。</li> </ul>

項目	内容	備考								
b 上場廃止申請  (8)上場に関する料金	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 上場会社は、上場株券等の上場廃止を申請することができるものとします。この場合、当該上場会社は、本所所定の「上場廃止申請書」を本所に提出するものとします。</li> <li>・ 上場会社は、以下の費用を本所に支払うものとします。</li> </ul> <table border="1" data-bbox="622 491 1386 932" style="margin-left: 40px;"> <tr> <td style="padding: 2px;">新規上場手数料</td> <td style="padding: 2px;">250万円</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">年間上場料</td> <td style="padding: 2px;">36万円</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">新株発行等に伴う料金</td> <td style="padding: 2px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1株当たりの発行価格に新たに上場する株式数を乗じて得た金額の万分の2</li> <li>・ 1株当たりの売出価格に売り出された株式数を乗じて得た金額の万分の1</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">TDnet利用料</td> <td style="padding: 2px;">12万円</td> </tr> </table>	新規上場手数料	250万円	年間上場料	36万円	新株発行等に伴う料金	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1株当たりの発行価格に新たに上場する株式数を乗じて得た金額の万分の2</li> <li>・ 1株当たりの売出価格に売り出された株式数を乗じて得た金額の万分の1</li> </ul>	TDnet利用料	12万円	
新規上場手数料	250万円									
年間上場料	36万円									
新株発行等に伴う料金	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1株当たりの発行価格に新たに上場する株式数を乗じて得た金額の万分の2</li> <li>・ 1株当たりの売出価格に売り出された株式数を乗じて得た金額の万分の1</li> </ul>									
TDnet利用料	12万円									
3. 会員制度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本所の会員が、FPMにおいて株券等の売買を行うことができるものとします。会員制度については、本所既存市場と同様とします。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 具体的な制度は、特定業務特例等により規定します。</li> </ul>								
4. 売買制度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 株券等の売買制度は、原則本所既存市場と同様とします。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本所既存市場との主な相違点は、流動性プロバイダーを確保すること、信用取引・貸借取引を利用できないことです。</li> </ul>								

項目	内容	備考
5. 清算・決済制度	・ 清算・決済制度は、原則本所既存市場と同様とします。	
6. 受託契約準則関係	・ FPMの銘柄については、一般投資家による買付けを禁止します。	
7. 自主規制業務の委託	・ 自主規制業務の一部については、F-Adviserに委託するものとします。	
8. その他	・ その他所要の制度整備を行います。	

### Ⅲ. 実施時期（予定）

2024年5月までを目途に実施します。

以上

#### 【参考】

本資料において、特定投資家とは、「金融商品取引法第2条第31項」及び「金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第23条」に定める者をいう。